令和８年度第２回平塚市国民健康保険運営協議会
次　　第

日　時　　令和８年１１月１９日（木）
午後２時００分～午後４時００分
場　所　　平塚市役所本館６階　６１９会議室

１　開　会

２　議　題

（１）仮係数に基づく令和９年度の国保事業費納付金・標準保険税率について

（２）保険料水準の統一に向けたロードマップについて

（３）その他

３　閉　会

令和８年度 第２回

平塚市国民健康保険運営協議会

令和８年１１月１９日（木）

平塚市 健康・こども部 保険年金課



次　第

１　開会

２　議題

（１）仮係数に基づく令和９年度の国保事業費納付金・
　　標準保険税率について

（２）保険料水準の統一に向けたロードマップ について

（３）その他

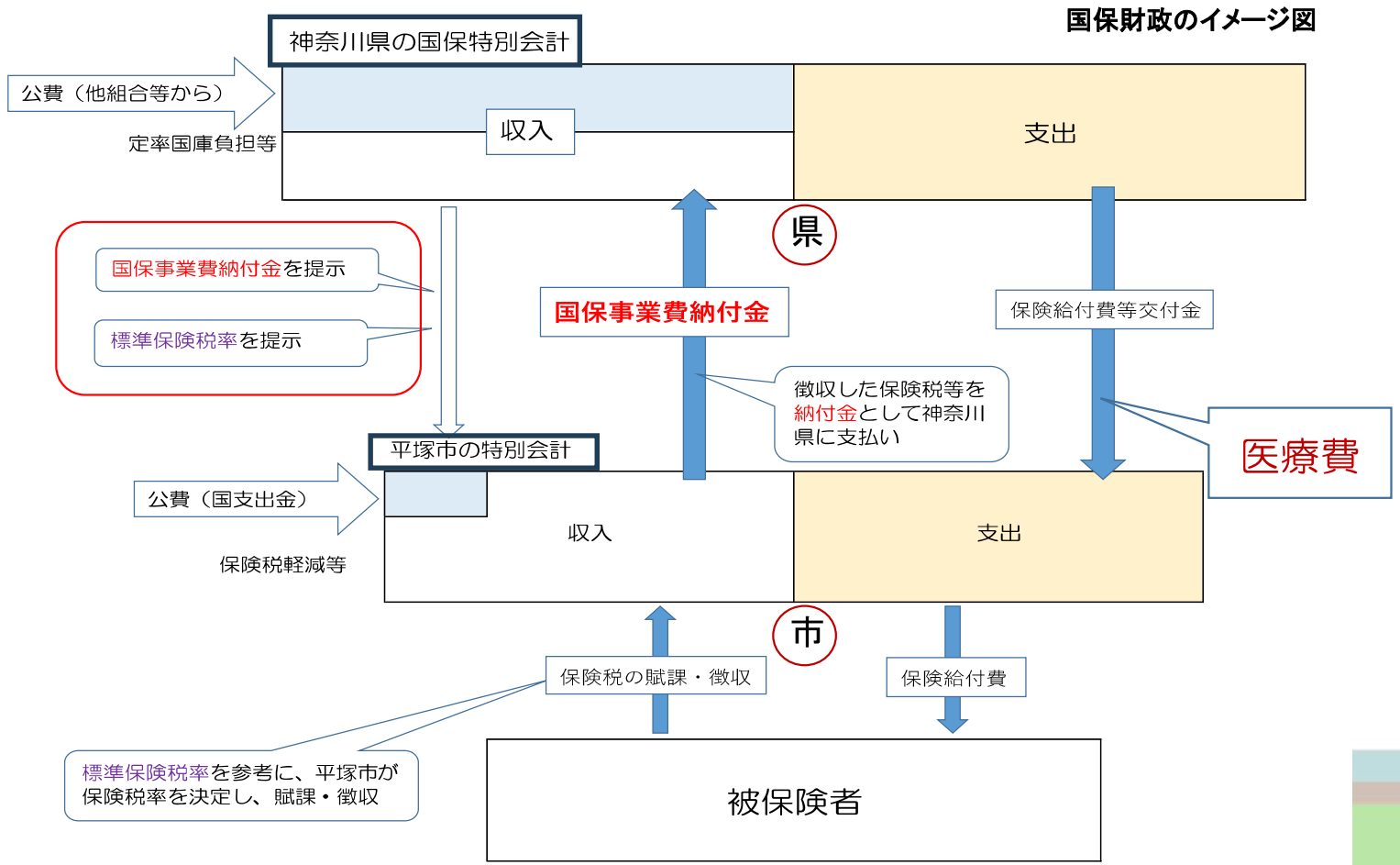
３　閉会

２議題（１）

仮係数に基づく令和９年度の
国保事業費納付金・標準保険税率について



①国保事業費納付金と標準保険税率



②国保事業費納付金と標準保険税率の提示後

神奈川県

国保事業費納付金
（仮係数）

標準保険税率
（仮係数）

例年11月に提示

平塚市

令和９年度
国民健康保険事業特別会計
当初予算案の編成

令和９年度
国民健康保険税率の算定

③令和９年度国保事業費納付金（仮係数《速報値》）
前年度との比較（R8.11.19時点）

	令和９年度（仮係数）	令和８年度（確定係数）	前年差	前年比
総　額	**7,894,782,720**	7,146,601,274	**748,181,446**	**10.47%**
医療分	**5,220,429,653**	4,711,025,721	**509,403,932**	**10.81%**
後期支援分	**1,802,690,381**	1,668,784,270	**133,906,111**	**8.02%**
介護分	**643,298,126**	599,344,267	**43,953,859**	**7.33%**
子ども・子育て支援分	**228,364,560**	167,447,016	**60,917,544**	**36.38%**

（仮係数に基づき提示された額）（単位：円）

『参考』

国民健康保険税では、主に医療費にあてられる医療分のほかに、
75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を支援するための
負担分（後期支援分）も徴収しています。
また、国民健康保険に加入している介護保険の第2号被保険者からは、
介護保険料（介護分）も徴収しています。
そのため、国保事業費納付金や国民健康保険税は、次の四つの区分で
構成されています。

医療分	・・・	病気やケガをしたときの医療費の財源
後期支援分	・・・	後期高齢者医療制度を支えるための財源
介護分	・・・	介護保険制度を支えるための財源 （40～64歳の被保険者のみ）
子ども・ 子育て支援分	・・・	子ども・子育て支援金制度を支えるための財源 （１８歳以上の被保険者）

④令和９年度当初予算への計上

市国民健康保険事業特別会計当初予算案では、歳出の
国民健康保険事業費納付金に、提示された額を計上します。

科目	8年度当初
総務費	565,039
総務管理費	487,857
一般管理費	485,630
職員給与費	269,158
国民健康保険庶務事業	216,472
国民健康保険団体連合会負担金	2,227
徴税費	76,458
運営協議会費	724
保険給付費	16,870,154
療養諸費	14,668,116
一般被保険者療養給付費	14,478,108
退職被保険者等療養給付費	0
一般被保険者療養費	145,055
退職被保険者等療養費	0
審査支払手数料	44,953
高額療養費	2,129,065
一般被保険者高額療養費	2,126,450
一般被保険者高額療養費	2,120,411
一般被保険者高額療養費(外来年間合算)	6,039
退職被保険者等高額療養費	0
一般被保険者高額介護合算療養費	2,615
退職被保険者等高額介護合算療養費	0
移送費	200
一般被保険者移送費	200
退職被保険者等移送費	0
出産育児諸費	54,023
出産育児一時金	54,000
審査支払手数料	23
葬祭諸費	18,750
傷病手当金	0
国民健康保険事業費納付金	7,146,604
医療給付費分	4,711,026
一般被保険者医療給付費分	4,711,026
退職被保険者等医療給付費分	0
後期高齢者支援金等分	1,668,785
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,668,785
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	0
介護納付金分	599,345
介護納付金分	599,345
子ども・子育て支援納付金分	167,448
子ども・子育て支援納付金分	167,448

国民健康保険事業費納付金	7,146,604
医療給付費分	4,711,026
一般被保険者医療給付費分	4,711,026
退職被保険者等医療給付費分	0
後期高齢者支援金等分	1,668,785
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,668,785
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	0
介護納付金分	599,345
介護納付金分	599,345
子ども・子育て支援納付金分	167,448
子ども・子育て支援納付金分	167,448

令和8年度国民健康保険事業特別会計予算書(歳出部分)

⑤令和9年度標準保険税率（仮係数）

標準保険税率は、法令で定められた統一の算定ルールに基づき、神奈川県が算定した各市町村が納付金を納めるために必要な理論上の数値です。

令和9年度標準保険税率（**仮係数**）

	所得割	均等割（円）	平等割（円）	18歳以上均等割（円）
医療分	8.93%	38,860円	18,014円	―
後期支援分	3.15%	13,746円	6,372円	―
介護分	3.06%	13,262円	4,736円	―
子ども・子育て支援分	0.42%	1,838円	852円	65円

実際の保険税率は、各市町村が標準保険税率を参考に、当該市町村の国民健康保険の加入者の所得、世帯の状況等を総合的に判断した上で決定するため、標準保険税率と各市町村が実際に算定する保険税率は異なります。

『参考』

国民健康保険税は「医療分」、「後期支援分」、「介護分」に加え、R8年度からは**「子ども・子育て支援分」**が加わった四つの区分で構成されます。さらに、これら1つ1つに、所得割・均等割・平等割の保険税率及び金額が定められており、それらの合計をお支払いいただきます。

また、18歳以上の国保加入者には、18歳以上均等割が加算されます。

所得割　・・・前年中の所得に応じた計算

均等割　・・・世帯における国保加入者の人数に応じた計算

平等割　・・・１世帯あたりの金額

18歳以上均等割　・・・世帯における18歳以上の国保加入者の人数に応じた計算（子ども・子育て支援分のみ）

⑥税率決定のプロセス

①特別会計の歳入と歳出
の見込額を決定

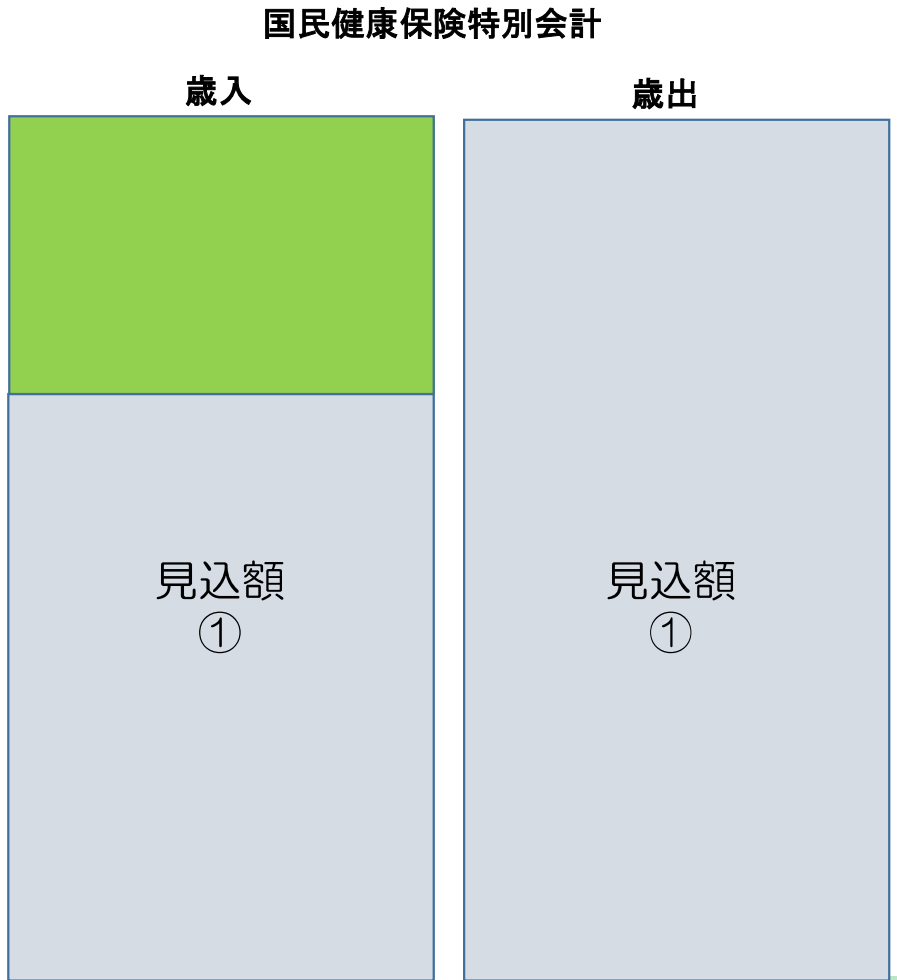
必要な税総額が決定 ②

③

税総額を満たすため、神奈川県から
示された標準保険税率を参考に

加入者の所得
被保険者数
収納率

などを総合的に判断した上で税率を
決定します。



今後の予定

令和８年	１１月　下旬	令和９年度予算案と国保税率案の作成
令和９年	１月　初旬	確定係数に基づく国保事業費納付金と国保税率の提示 委員の皆様へ資料の送付（予算案、税率案）
	１月１４日	第３回平塚市国民健康保険運営協議会 予算案の説明、税率について承認
	２月	市議会定例会に議案上程

２　議題（２）

保険料水準の統一に向けたロードマップについて



国保制度改革から保険料水準の統一へ

国保制度改革（平成３０年度～）

〇財政運営の都道府県単位化・
　都道府県と市町村の役割分担

〇財政支援の拡充

国保法改正（令和３年、５年改正）

〇出産時における保険料負担の軽減
〇国保運営方針に基づく保険料水準統一、
　医療費適正化
〇その他保険者機能の強化

国保が抱える構造的課題

- 年齢構成や医療費水準が高い
- 所得水準が低い・保険料負担が重い
- 小規模保険者、市町村間の格差　等

課題の拡大・変化

- 被保険者数はこの１０年で３割減
- 高齢化、被用者保険の適用拡大による低所得化など加入者構成の変化
- 被保険者数３千人未満の小規模保険者が増加
- こども施策や医療DXの推進

〇財政運営の安定化を図りつつ、保険料水準統一や医療費適正化等の取組を進める

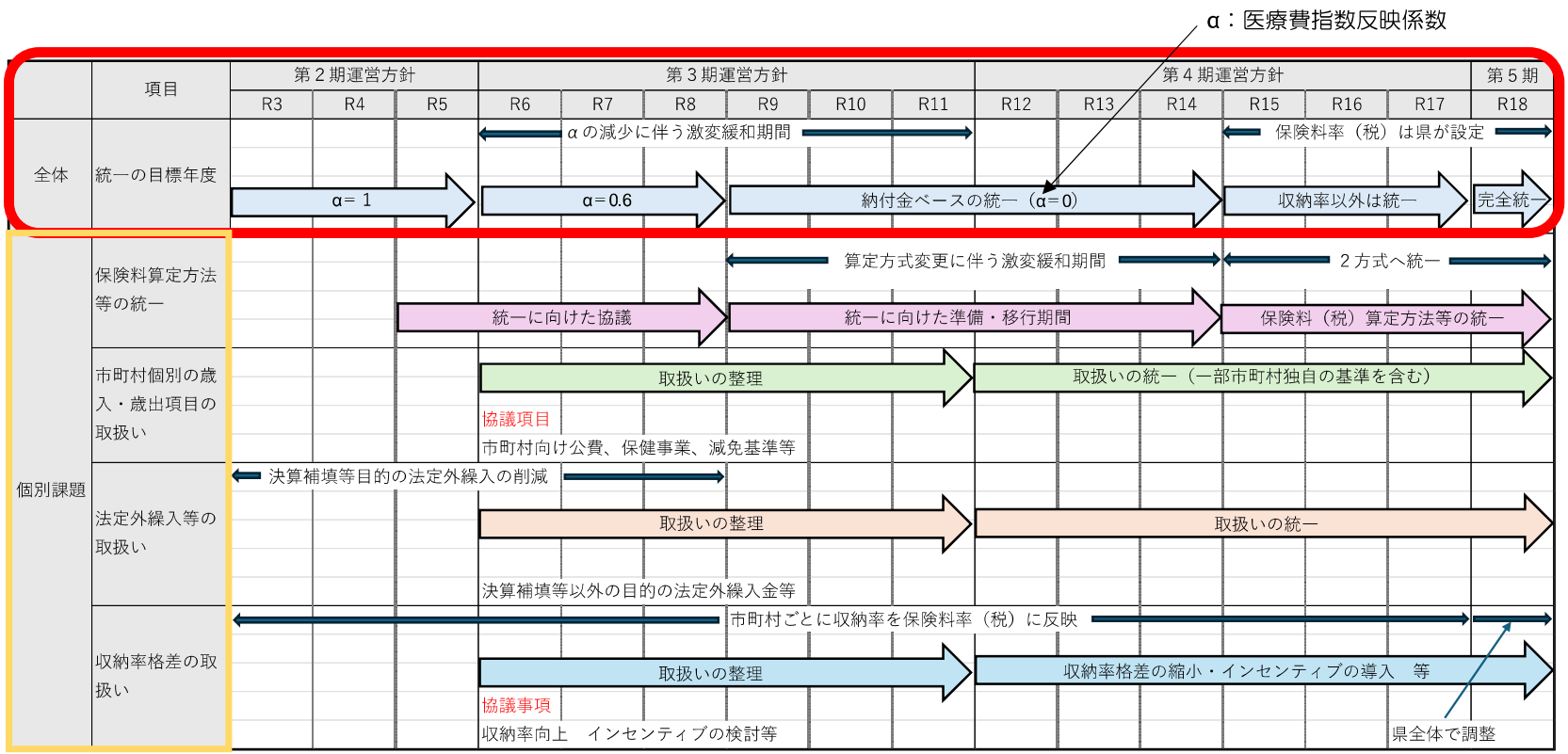
〇「財政運営の都道府県単位化」の趣旨の更なる進化を図る

令和7年11月　厚生労働省資料　国民健康保険制度の取組強化の方向性より

○保険料水準の統一の定義

国保財政の安定化と被保険者間の公平性の観点から、本県の保険料水準の統一の定義は「県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料であること（完全統一）」とする。

保険料水準の統一に向けたロードマップ



○保険料水準の統一に向けた課題

保険料水準の統一に向けては様々な課題があることから、段階的に取組を進めていく必要があります。ロードマップを踏まえ、県内で課題の整理や協議を行っています。

①保険料（税）算定方法等の統一

②市町村個別の歳入・歳出項目の取扱い

③法定外繰入等の取扱い

④収納率格差の取扱い

①保険料（税）算定方法等の統一

現行（３方式）

所得割
その世帯の所得に応じて計算した金額

＋

均等割
その世帯の加入者数に応じて計算した金額

＋

平等割
1世帯あたりの金額

変更後（２方式）

所得割
その世帯の所得に応じて計算した金額

＋

均等割
その世帯の加入者数に応じて計算した金額

①保険料（税）算定方法等の統一

現行（３方式）　令和8年度税率

	所得割	均等割（円）	平等割（円）	18歳以上均等割（円）
医療分	7.79%	30,900	19,900	—
後期支援分	2.94%	11,600	7,500	—
介護分	2.95%	12,000	5,800	—
子ども・子育て支援分	0.3%	1,197	772	56

変更後（２方式）

	所得割	均等割（円）	18歳以上均等割（円）
医療分	7.79%	30,900 ＋ 平等割分	—
後期支援分	2.94%	11,600 ＋ 平等割分	—
介護分	2.95%	12,000 ＋ 平等割分	—
子ども・子育て支援分	0.3%	1,197 ＋ 平等割分	56

②市町村個別の歳入・歳出項目の取扱い

県内で統一された保険料率を算定するため、
保健事業、条例減免などの取扱いについて検討

③法定外繰入等の取扱い

赤字補填目的の繰り入れは解消（令和２年度）

市単独波及増分の扱いについて検討

④収納率格差の取扱い

９２．４４％

平塚市の現年度分（Ｒ７）の収納率

平塚市の収納率の推移

	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
収納率	93.19%	92.92%	92.91%	92.95%	92.44%
前年差	―	-0.27	-0.01	+0.04	-0.51

第２回平塚市国民健康保険運営協議会に御出席いただきありがとうございました。

次回、第３回平塚市国民健康保険運営協議会
（日時）令和９年１月１４日（木）１４:００から
（場所）平塚市役所本館　会議室

